

2021年5月10日

学生・職員の皆様

学校法人京都薬科大学
危機管理対策本部長

緊急事態宣言の延長に伴う本学の対応について（通知）

大阪、兵庫、京都の2府1県の緊急事態宣言が5月31日（月）まで延長されたことに伴い、緊急事態措置期間中の教育研究活動等については、引き続き、下記により行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

【緊急事態措置期間：2021年4月25日～2021年5月31日】

1. 授業・実習について

①対面授業とWeb授業（同時配信型・オンデマンド型）を併用して行う授業については、以下のとおりです。

- ・対面授業への出席は任意とします。対面授業に出席しない場合は、Web授業を視聴し学修を進めてください。
- ・上記期間に実施されるWeb授業について、対象学年の全科目の視聴を可能とします。

②原則対面で授業を行っている演習科目、6年次薬学専門科目（選択）、外国語科目及び人と文化科目については、以下のとおりです。

- ・対面授業への出席は任意とします。
- ・上記期間に実施される授業は後日オンデマンド配信いたします。

対面授業に出席しない場合は、オンデマンド型を視聴し学修を進めてください。

③実習科目は、引き続き対面で実施します。

（授業における配慮が必要な学生については、教務課までご連絡ください）

④総合薬学研究の実施方法に変更はありません。

2. 分野における研究活動について

研究活動は、感染防止対策を十分に講じた上でこれまでどおり実施します。なお、実施にあたっては、学部学生・大学院生・教員の間で実施方法等について十分に協議のうえ、行ってください。

3. 課外活動について

課外活動は、現在すべて許可制で、4月21日から第1段階に引き下げ、学内の非接触活動に制限しており、既に緊急事態宣言の要請を満たしていますので、対応の変更はありません。

4. Lehmann プログラム・生涯研修プログラムについて

①生涯研修プログラム

対面実施は中止とし、オンデマンド配信にて対応します。

※詳細は受講者に別途連絡します。

②Lehmann プログラム

「スクーリング」は延期とします。オンライン開催が可能な場合はオンラインにて開催します。

※詳細は履修生に別途連絡します。

5. 就業関係について

①職員の出張停止について

業務出張は、原則として、当分の間禁止します。

②時差出勤を活用した柔軟な対応

業務体制を確保のうえ、時差出勤を励行します。

③在宅勤務の実施について

在宅勤務を励行し、各部局の出勤者数の1/3削減を目指します。

6. その他

①クラブ・サークル及び分野での食事会等は禁止します。また、家族や普段一緒にいる人以外との会食は控える等、以下の点について遵守を徹底してください。

- ・ 3密の回避、消毒液等での手指衛生、換気の実施
- ・ 分野活動ならびに家族外での会食の禁止
- ・ 課外活動における新入生歓迎会やクラブ・サークル等のコンパの禁止
- ・ 大人数での行動や、友人の下宿等での会食・宿泊の禁止
- ・ 食事中も含めたマスクを外しての会話の禁止
- ・ 休日における旅行等の自粛
- ・ 通勤・通学時における近接した会話の自粛
- ・ 授業や課外活動の前後等の会食の自粛（「きょうとマナー」の厳守）
- ・ 営業時間短縮を要請した時間以降の飲食店等への出入りの禁止

②緊急事態宣言期間中の外部への施設貸出しは、原則、行いません。

以上